

The Kifukurei (跪伏礼) and the Oral Settlements

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24290

跪伏礼と口頭政務

熊谷公男

はじめに

大宝律令の施行からさほど隔たらない慶雲四年（七〇七）に次のような詔が發布された。

詔曰、凡為_レ政之道、以_レ礼為_レ先。無_レ礼言乱。言乱失_レ旨。往年有_レ詔、停_レ跪伏之礼。今聞、内外厅前、皆不_レ嚴肅。進退無_レ礼、陳答失_レ度。斯則、所在官司、不_レ恪_レ其次、自忘_レ礼節之所_レ致也。宜_レ自後嚴加_レ糾彈、革_レ其弊俗、使_レ靡_レ淳風。

〔続日本紀〕同年十二月辛卯条)

これは、跪伏礼の停廃を命じた詔として周知のものであるが、詔中に「往年有_レ詔、停_レ跪伏之礼」とあるように、跪伏礼はこれまで何度か禁令が出されていた。天武十一年（六八二）には「跪礼」と「匍匐礼」とを禁じ、かわりに「難波朝庭之立礼」を用いるよう命じているし〔日本書紀〕同年九月壬辰条)、直前の慶雲元年（七〇四）にも「始停_レ百官跪伏之礼」〔続日本紀〕同年正月辛亥条)と、再度、跪伏礼を停止している。それにもかかわらず、跪伏礼はなくならず、慶雲四年詔が發布されるのである。

それでは、慶雲四年詔で停止を命じられた跪伏礼とはいかなるものだったのであろうか。ここでは、とりあえず詔から知られるいくつかのことを確認しておこう。詔によれば、跪伏礼は、「内外厅前」における「進退」「陳答」に関わるものであった。「厅」とは「万豆利古止乃」〔和名抄〕卷十居处部第十三)と訓み、中央の宮都でいえば朝堂のことで、のちには諸司の曹司の建物もこう呼んだ。地方では国府や郡家の政庁である国厅・郡厅などを意味し

た。ここでは「庁前」とあるから、このばあいの跪伏礼は政務を執り行うマツリゴトドノ殿前でおこなわれる礼法ということになる。また「進退無礼、陳答失度」を、詔の冒頭に「凡為政之道、以礼為先。無礼言乱、言乱失旨」とあることと合わせ考えると、「進退」「陳答」とは「内外」の「庁」で行われる口頭政務に関わるものとみるのが妥当であろう。この「内外」については、これまでは朝堂院の内外の意に解されてきたが、この点は後文で検討する。要するに慶雲四年詔は、「内外」の「庁」を場とした口頭政務において、庁前の跪伏礼の停止を命じたものと解されるのである。

跪伏礼には、これとは系統を異にするものがあつた。それは朝座の礼法の一つとしての跪伏礼(跪礼)である。朝座の礼法とは、朝座(＝朝堂の上にある官人の座)に座す官人が親王・大臣などの高官の朝堂への出入に際して行なう拝礼のことで、跪伏礼のほかの下座、動座、起立などの別があつた。たとえば、

詔曰、凡朝堂座上、見親王者如常。大臣与王、起立堂前。二王以上、下座而跪。

〔日本書紀〕 持統四年七月甲申条

詔曰、朝堂座上、見大臣、動坐而跪。

〔日本書紀〕 持統四年七月己丑条

和銅六年十一月十六日官宣、親王太政大臣出入朝堂者、式部告知下座之事、其左右大臣動座、五位以上降立床下、余跪座下。

〔日本三代実録〕 元慶八年五月二十九日戊子条所引

などであるように、堂前に起立するばあいもあつたが、基本的に朝堂上の礼容であり、問題の跪伏礼は、右の史料からもうかがわれるように、朝堂上で座から下りて行かうものであつた。この点で、庁前の礼容である口頭政務にと

もなう跪伏礼とは明確に区別される。そしてこの朝座の礼法としての跪伏礼は、『日本紀略』弘仁十年（八一九）六月庚戌条に「制、諸司於朝堂、見親王・大臣、以警折代跪伏、以起立代動座」とあるように、弘仁十年まで公的な礼法として存続し、以後、警折に代えられるのである。

このように、慶雲四年詔、したがってその前提となる天武十一年勅、慶雲元年詔の一連の法令は、決して跪伏礼一般を廃止しようとしたものではなく、口頭政務に関わる庁前の跪伏礼の停廃を意図したものと理解される。これまでは、この点の認識があいまいであったと思われるが、本稿ではまずこのことを確認したうえで、庁前の跪伏礼と口頭政務の関わり、さらには律令制以前から律令制下にかけての口頭政務をめぐる諸問題を考察してみたい。

一、跪伏礼と匍匐礼

前述のように、天武十一年に「跪礼」と「匍匐礼」とが合わせて禁じられているが、この点からみて両者は互いに関連する礼法であると考えられる。この両者の相違を明確にしたのが新川登龜男氏²である。新川氏の見解は、①匍匐礼と跪伏礼の間には一連の動作として連続性があること、②匍匐礼は「ハラハヒユク」礼で、前にすすむ動作と不可分であること、③跪伏礼は特定の場合に膝を折つてとどまつて半立ちし、両手を自由にうごかし得る姿勢であったこと、とまとめることができよう。私は①と②にはまったく異論はないが、③は検討の余地があるように思われる。

新川氏のあげた『日本書紀』允恭即位前紀の「跪上_二天皇之璽_一」や、継体元年二月甲午条の「乃跪上_二天子鏡劍璽符_一再拜」などは、確かに両手を動かさしうる姿勢にちがいないが、これらはいずれもレガリアを手にもつて天皇に献上する際の礼であるから、跪礼としてはやや特殊な例というべきであろう。井上亘氏が注意しているように、跪礼にはものの授受にともなうものがあり、たとえば聖明王が贈った仏像を大臣稻目が「跪受」している（『日本書紀』欽明十三年（五五二）十月条）。これらは、本来の跪伏礼の派生形とみた方がよいように思われる。私見では、跪伏礼は、特定の場所で跪いて両手を前につく姿勢が基本であると考ええる。それは、まず何よりもこの礼容が跪伏礼とよばれていることである。跪伏という表現は、字義から考えると、半立ちというよりは、やはり跪いて前方へ伏しかがむ格好のことであろうから、両手を前につく姿勢をとるのはごく自然である。記紀にみえる仁徳天皇の太后石之日売（磐之媛）の説話を素材にこの点をさらに具体的に考えてみよう。

『古事記』仁徳段によると、夫に嫉妬して山代筒木に住む韓人の奴理能美の家にこもった太后石之日売命を召し返そうとして、仁徳が丸邇臣口子を遣わしたところ、口子臣は太后を説得しようと、太后のいる殿の前後の戸にそれぞれ「参_レり、伏_セせ」、さらに「匍_レ匍_レひ、進_ミみ、赴_キきて、庭中_ニに跪_シし時に、水潦_ニ腰_ニに至_リ」つた。太后に仕えていた口子臣の妹、口日売が、これを見て「山代の筒木の宮に物申す、あが兄の君は涙ぐましも」と詠んだという。仁徳紀の話も大同小異であるが、仁徳が遣わしたのは的臣の祖口持臣となっている（ただし、異伝として和珥臣の祖口子臣も掲げる）。口持臣は「沾_二雪雨_一、以_レ経_二日夜_一、伏_二于皇后殿前_一而不_レ避」という。これを皇后の側に仕えていた口持臣の妹の国依媛がみて悲しんで「山背の筒城宮に物申す、我が兄を見れば涙ぐましも」という歌を詠んで、皇

后に「今伏^レ庭請謁者、妾兄也」と告げたが、皇后の怒りは解けなかった（『日本書紀』仁德三十年十月甲申朔条）。『古事記』の説話で興味深いのは、口子臣は皇后のいる韓人の奴理能美の邸内を匍匐礼で進み、庭中に跪いたとあり、ここでは、匍匐礼と跪伏礼が明らかに一連の動作となっていることである。説話のなかで、「参り伏せ」というのと、「匍匐ひ進み赴きて……跪」くというのは同じ所作の異なる表現とみるべきであろう。『日本書紀』の方は匍匐礼はみえないが、『筒城宮』の「皇后殿前」に何昼夜も「伏」せていたとある。これらを総合すると、匍匐礼に連続する跪伏礼とは、「跪く」とも「伏す」とも表現されうるものということになる。そうすると、この表現から膝を折って半立ちになった状態を想定することはやはり困難であつて、跪伏礼の基本形態は、特定の場所で跪いて両手を前につき、体を伏せる姿勢であつたと考えられる。

石之日売の説話でつぎに注目されるのは、新川氏も指摘しているように、記紀いずれの説話でも「モノマラス」、すなわち音声言語によつて他者に意志を伝達することが説話全体を貫くモチーフになつてゐることである。説話自体、嫉妬して山代の筒木にこもつてしまつた大后石之日売を、仁徳天皇の意を体した使者が連れもどそうとする話であり、口頭による大后の説得ということが説話の主題となつてゐる。また『古事記』の口子臣・口日売兄妹、『日本書紀』の口持臣のように、大后に「モノマラス」人物の名に「口」という字がついてゐる。さらには、口子臣（口持臣）が「庭中」あるいは「殿前」で雨に濡れながら跪伏してゐるのを見て悲しんだ妹が詠んだという歌が、「山代の筒木の宮に 物申す あが兄の君は（『日本書紀』は「我が兄を見れば」） 涙ぐましも」となつており、跪伏礼をとつてゐる兄は、いちずに「物申す」姿勢をとつてゐる人物なのであつた。要するに、跪伏礼は自分より身分の

高い人物に対して、口頭で言葉を伝えるときの作法で、特定の場所に跪いて両手を前について体を伏せる姿勢をとる礼容であった。

このように考えてくると、改めて注目されるのが、跪伏礼の最古の史料として著名な「魏志倭人伝」の記述である。

下戸与大人相逢道路、逡巡入草、伝辞説事、或蹲或跪、両手扱地、為之恭敬。

下戸が大人と道で会ったばあいは、後ずさりして道路わきの草むらに入って道をあげ、「伝辞説事」すなわち「モノマラス」とときには、うずくまったり、ひざまずいたりした姿勢で両手を地面について、恭敬の意をあらわした、というのである。この史料は、三世紀の邪馬台国の時代に、下戸と大人の間で、特定の場所に跪いて両手を前について体を伏せる跪伏礼がおこなわれていたことを示すばかりでなく、それが当時から「モノマラス」と深く結びついた礼であることを伝えている点でまことに興味深い。新川氏は、跪伏礼・匍匐礼を、「何よりも天皇に対するそのような身ぶりの伝承が記紀に特筆して残されていない」ことを根拠に、「権力機構にもとづく政治的な支配・被支配関係のみの礼法とはみなしがたい」とする。しかし『日本書紀』によれば、改新のクーデターの際に、中大兄皇子らが入鹿に斬りつけたのを見て驚いた皇極天皇は、中大兄に「不知、所作、有何事耶」と詰問するが、それに対して中大兄は、地に伏せて「鞍作尽滅天宗、将傾日位。豈以天孫代鞍作乎」と奏したという（同書皇極四年（六四四）六月戊申条）。ここで『日本書紀』が「伏地奏曰」と記しているものこそ、天皇に「モノマラス」際にとられた跪伏礼にほかならない。雄略天皇が肩輪王をかくまった葛城円大臣宅を包囲したときに、円大臣が雄

略の軍門に進み出て「跪拜」して贖罪を請うたというのも（『日本書紀』雄略即位前紀）、同様に考えられる。また埴輪に跪いて手を前につくポーズを取っている男子像が少なからずあるが、これらは跪伏礼の姿勢を表現したものとみなしてよいであろう。跪伏礼は、支配—隷属の社会関係なかで言語による意思の伝達に際してとられる作法として、おそらく弥生時代以来の列島社会で、広汎に行われていた礼であったと思われる。

では、跪伏礼と匍匐礼はどのような関係にあったのであろうか。石之日売の説話は、この点に関しても重要な手がかりを与えてくれる。『古事記』の説話によれば、口子臣は匍匐して進み、「庭中」に跪いたというが、これは石之日売に「モノマラス」ための作法であったから、口子臣は、当然、石之日売のいる殿舎にほど近いところで、殿舎に向かつて跪伏礼の姿勢をとったと考えられる。またこの直前には、「前つ殿戸に参り伏せば、〔大后は〕違ひて後つ戸に出でまし、後つ殿戸に参り伏せば、違ひて前つ戸に出でましき」という記述があるが、このばあいも、（匍匐礼をとって）進んで行って跪伏するのは、大后のいる殿の戸の前であった。『日本書紀』の説話では、口持臣は「皇后殿前」に何昼夜も伏せていたことになっている。これらのことから考えると、匍匐礼は貴人に対して恭順の意を示す意味があつたろうが、跪伏礼との関係でいえば、貴人に跪伏して「モノマラス」場所まで進んでいく際にとられた礼といふことができる。貴人が殿舎内にいるばあい、通常、「モノマラス」人物は殿前に跪伏して口頭で言葉を伝えたと思われるが、その場所まで匍匐礼をとって進んでいったのである。そういう意味で匍匐礼は、跪伏礼に連続する礼であつた。なお『旧唐書』倭国伝に「其訴訟者、匍匐而前」とあり、訴訟のときに匍匐礼が行われたことを伝えるが、これもおそらくは、訴訟を行うものが、訴訟を受理する朝廷の官人や国造のいる殿舎の前まで匍匐し

て進み、そこでひざまずいて口頭で訴えをしたのであろう。この記事は冠位十二階の直後にあるので、推古朝前後のことを伝えたものと思われる。これまた匍匐礼が言葉の伝達と結びついていたことを示すが、そればかりでなく、訴訟の場という公的な空間で用いられていたことが知られる点でも重要である。

小墾田宮へ遷都した翌年の推古十二年（六〇四）、朝廷の礼法が改正された。

改_ニ朝礼。因以詔之曰、凡出_ヨ入宮門、以_ニ兩手_一押_レ地、兩脚跪之、越_レ梱則立行。（『日本書紀』同年九月条）

この記事については新川氏の論文に詳しいが、要するに朝参においては、宮門の出入りの際だけ両手を地面につけて跪いて前に進み（＝匍匐礼）、梱を越えたら（自分の座のある庁前まで）立って歩くことを規定したものである。おそらくそれまでは庁前まで匍匐礼をとって進むならわしだったのを、朝廷の入り口である宮門を越えるときだけに限って匍匐礼を用いることにして、それを象徴的な意味にとどめることにし、あとは中国式に立って進むことにしたものであろう。ただし、天武十一年（六八二）に跪礼とともに匍匐礼の停廃が命じられているから（『日本書紀』同年九月壬辰条）、このあたりも依然として匍匐礼が広くおこなわれていたことも考えられる。しかし匍匐礼は、この天武十一年の記事を最後に姿を消すので、口頭政務にともなう跪伏礼よりはやく姿を消した可能性が高い。

なお、『続日本紀』天平元年（七二九）八月癸亥条の聖武天皇の宣命に「我が皇_{おほきみ} 太上天皇（元正）の大前に恐_{おそ}じもの進退_{しんたい}ひ匍匐_{はらば}ひ廻_{もと}ほり白し賜ひ受け賜らくは……」とあるのは、匍匐礼が私礼としては奈良時代以降も存続し、目上の人に「モノマラス」際に恭順の意を示す礼として行われていたことを示唆する史料である。

二、跪伏礼と儀式・政務

前節で跪伏礼と「モノマラス」、および匍匐礼との關係を仁徳天皇と石之日売の説話を素材に考えてみたが、つぎに跪伏礼が倭王權の朝廷の政務・儀礼のなかでいかなる役割を果たしたかを検討してみたい。

敏達十二年（五八三）、天皇は火葦北国造阿利斯登の子で百済の朝廷に仕えていた倭系百済人の日羅を召喚した。日羅が難波に着くと、大夫等を難波館に派遣して迎問するが、この時の日羅のようすを『日本書紀』は次のように描写する。

被_レ甲乘_レ馬、到_二門底下_一。乃進_二厅前_一。進退跪拜、歎恨而曰、於_二檢限宮御宇天皇之世_一、我君大伴金村大連、奉_レ為_二國家_一、使_二於海表_一、火葦北国造刑部鞞部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞_二天皇召_一、恐畏來朝。乃解_二其甲_一、奉_二於天皇_一。

〔日本書紀〕敏達十二年是歲条

日羅は、甲を着て馬に乗って館の門のもとにつく。おそらくそこで馬から下り、大夫たちのいる「厅」の前まで進み出て、「進退跪拜」したという。「進退」とはフルマヒ、フルマフの古訓があるように、たちいふるまいのことであるが、ここは作法にしたがつた所作の意と思われ、厅前に進み出てから「跪拜」すなわち跪伏礼をおこなうまでの一連の動作をいうのであろう。このとき日羅は、門から難波館に入つて庭を進んでいき（本来は匍匐礼のほずであるが、日羅が百済生まれであることを考えると、立つて歩いたのかもしれない）、厅前で大夫たちに跪拜して口頭で来朝の挨拶をおこなつたのである。

この記事は、跪伏礼と口頭政務の関わりが具体的に知られる点できわめて重要である。まず、日羅は大夫らの迎問に答礼するため、「庁前」に進み出ている。難波館は、難波にあつた外国使節の迎接施設であるが、ここに「庁」（マツリゴトド）が設けられていたのである。この庁は難波館での外国使や倭国の使節に関わるさまざまな外交儀礼につかわれたのであろうから、倭王権の使者と外国使のやりとりは「マツリゴト（政事）」であつたことになる。日羅の来朝の挨拶も「庁前」でおこなわれているから、同様にマツリゴトであつた。そこで跪伏礼が用いられているのである。すなわちこの記事から、六世紀後半の段階には、跪伏礼は「庁」を場としておこなわれる口頭政務に用いられる公的な礼法となつていたことがうかがわれる。もちろん、私的な場でも跪伏礼は広汎におこなわれていたであろうが、それが「庁」という、王権の公的な場で用いられていたことが重要である。「庁」は、のちに詳述するように、口頭政務の場であり、そこで用いられる跪伏礼は口頭による意思の伝達にともなう礼であつた。

この記事でつぎに重要なのは、日羅が跪伏したのが「庁前」とされていることである。口頭政務における跪伏礼で、マツリゴトを申す（以下「申政」という）人物が跪く場所は、聴政する上位者のいる「庁」の前なのである。そしておそらく、この「庁前」まで匍匐礼で進んでくるのが本来の形であろう。

この記事は、難波館の「庁」でおこなわれた口頭政務のようすを伝えるもので、やや特殊なものであるが、朝廷の「庁」である朝堂においても同様の礼法がおこなわれていたとみてさしつかえないと思われる。そのことを示すのが冒頭に引いた慶雲四年詔である。慶雲四年詔の核心部分である「往年有詔、停跪伏之礼。今聞、内外庁前、皆不_レ_レ敬肅。進退無_レ礼、陳答失_レ度」という箇所の意味を、以上の考察をふまえてここでもう一度考えてみよう。ま

ず「今聞……」以下は、「往年有詔、停_ニ跪伏之礼_一」につづく文であるから、跪伏礼を禁止したのにも関わらず、それが守られていないことを語っていると解さなければならぬ。すなわち、「内外厅前」で依然として跪伏礼がおこなわれていることを挙示、糾弾しているのである。ここでまず注目されるのは、跪伏礼がおこなわれている場所を「内外厅前」と特定していることである。慶雲四年段階でも、跪伏礼はなお「内外厅前」でさかんにおこなわれていたのである。

さてこの「内外厅前」の「内外」については、岸俊男氏が「朝堂と曹司を併称したものとみられる」と解したのをはじめとして、井上氏も同様の解釈を示し、新日本古典文学大系『統日本紀』の脚注も「ここでは、朝堂の内外をいうか」とする。しかしいづれのばあいも、なぜそう解釈するのか、根拠は不明である。『統日本紀』で「内外〇〇」というばあい、「内外有位六位已下者」（大宝元年（七〇一）五月己亥条）、「令_ニ内外文武官読_ニ習新令_一」（大宝二年（七〇二）七月乙亥条）、「凡内外諸司考選文、先進_ニ弁官_一」（和銅二年（七〇九）十月甲申条）、「置_ニ紫微内相一人_一、令_ニ掌_ニ内外諸兵事_一」（天平宝字元年（七五七）五月丁卯条）などのように、京の内外の意味に用いるのが一般的で、「朝堂の内外」というような用法は見あたらない。また、後文で取り上げるように、宮都の「庁」とは、本来朝堂をさし、諸司の曹司を「庁」と呼ぶことはなかったのである。やがて「曹司庁」ということばができて、諸司の曹司も「庁」と呼ばれるようになるのは、九世紀以降であることが明らかにされているから、八世紀初頭段階に朝堂院外の曹司を「庁」と呼んだとは考えがたい。一方、地方では、儀制令18元日国司条では「凡元日、国司皆率_ニ僚属郡司等_一、向_レ庁朝拜」とあり、また仮寧令12外官聞喪条に「凡外官及使人、……不得_ニ於国郡厅内拏哀_一」と

あるように、国府・郡家の政庁は、令制当初から「庁」と呼ばれていたのである。したがって慶雲四年詔の「内外庁前」の「内外」を、「朝堂の内外」と解するのは無理で、「京の内外」、すなわち内^一宮内の朝堂、外^二国庁と郡庁（そのほかに、大宰府や城柵の政庁なども該当しよう）、と解さなくてはならないであろう。

そうすると慶雲四年詔は、諸国の国庁・郡庁が、京都の朝堂院と同様に口頭政務の行われる場で、少なくとも八世紀初頭までは、それにとりなつてここで跪伏礼が行われていたことを示す貴重な史料ということになる。中央の朝堂院（その正殿である大殿・大極殿も含めて考える）も地方の国庁も、ともに庭を中心として、^{まうじやう}庁がコの字型に並ぶ空間であるが、このような構造の空間が口頭政務の場であつたわけで、その庁前で跪伏礼がおこなわれていたのである。慶雲四年詔は（したがって、おそらくはそれに先立つ天武十一年勅と慶雲元年詔も）、京の内外の口頭政務の場である庁前での跪伏礼を禁止した法令と解される。

新川氏は跪礼は中国に由来する礼法であるが、匍匐礼は中国に類例を見出すことは容易でなく、倭国に固有の礼法である可能性が高いと考えている。それに対して、西本昌弘氏は匍匐礼が中国の喪礼で用いられていた事実を指摘し、「哀悼を表す匍匐礼が恭順を示す匍匐礼に転化することは容易に推測できるので、中国に起源する跪礼と匍匐礼は朝鮮諸国を介して、早くから倭国に入っていたと考えられるのではないか」とする。確かにその授受にとりなう跪礼や天子の前での跪礼は中国にもあり、日本への影響が考えられるが、重要なのは個々の要素の起源よりも、日本では匍匐礼と跪伏礼が連続し、しかも「モノマラス」際の礼法として広汎におこなわれていたということであると思う。このような意味合いにおいては、匍匐礼も跪伏礼も古くから列島社会のなかで固有の意味をもつておこ

なわれていた礼法とみてよいと思われる。固有の意味をもっていたからこそ、七世紀末以降のたびかさなる禁止令にもかかわらず、なかなかすたれなかつたのであろう。

それでは、七世紀末から八世紀初めにかけて天武十一年勅、慶雲元年詔、慶雲四年詔と跪伏礼の停廃が再三にわたって命じられているのはなぜであろうか。一般には、わが国固有の習俗を唐風に改める政策の一環として、跪伏礼の禁止がおこなわれたと考えられているのではなからうか。確かにその側面は否定できないにしても、私は、それは本質的な理由ではなかつたと考える。なぜならば、この時期に禁止されたのは、さきにも指摘したように、跪伏礼全般ではなく、口頭政務にともなう跪伏礼だけだったからである。そこで、この時期の跪伏礼停廃の意義を解明するためには、律令制下の政務形態を知っておく必要がある。

三、口頭申政から読申公文へ

奈良時代から平安時代にかけての朝廷の政務形態に関しては、吉川真司氏の研究が重要である。⁽¹⁰⁾ 職員令の主典の通掌の一つに「読申公文」があるが、これは唐令にはおそらくなかつた日本の職員令独自の規定で、主典が公文を口頭で「……ト申ス」と読申して決裁を仰ぎ、それに対して上司が「ヨシ」と、やはり口頭で決裁を与える作法である。文書行政を標榜しながら、文書そのものがやりとりされず、口頭のやりとりで決裁がおこなわれる政務形態であつた。

吉川氏によれば、『内裏儀式』『西宮記』などの儀式書で読申公文の作法が見出されるのは、a 少納言尋常奏、b 外記政庁申文儀、c 官西庁政（朝庁事）申文儀などである。これらから吉川氏は、官西庁政（弁官）↓外記政・官政（公卿）↓少納言尋常奏（天皇）という三段階の読申公文による政務体系がかつて存在したことを想定している。これらの政務は、八世紀代にはおおむね朝堂でおこなわれていたであろうから、読申公文は八世紀代に朝堂でおこなわれた朝政の基本形態であったと推定されるのである。

読申公文で注目されるのは、読申の際に庁前の版位にたつて上申する作法がみられることである。納言奏では、天皇が出御した殿舎の前庭版位に大納言（大納言奏）、あるいは少納言（少納言奏）が立ち、「……ト申ス」と口頭で上申がおこなわれたと考えられる。また朝庁事では、諸司諸国からの案件の処理において、弁官の史が太政官曹司庁の西庁前の版位に立つて、諸司諸国の官人に代わつて公文の読申をおこない、それに対して西庁の座にいる弁が「ヨシ」と口頭で決裁を与えるのである（『西宮記』巻一〇、朝庁事）。ところが外記政庁申文儀では、公卿が外記庁についたあと、上官（少納言・弁・外記・史）はいったん庭中の版位に立つが、召しを受けて庁座に着き、その後、史が立つて案件を読申した（『西宮記』巻七、外記政）。すなわち、このばあいは座のある庁上で読申がおこなわれるという点で、殿前の版位について読申をおこなう納言奏や朝庁事における読申公文と作法が大きく異なっている。これは読申公文の作法がしだいにすたれ、庁上で文刺を介して文書のやりとりがおこなわれる申文刺文の作法¹⁾の影響を受けて本来の形が崩れたものとみて誤りないであろう。そうすると、読申公文における読申の作法は、本来、天皇が出御した殿舎や上司のいる殿舎の前に置かれた版位に立つて、公文を読み上げるといふ形態をとっていたこと

になる。

朝庁事にはもう一つ、注目すべき儀がある。それは史による諸司・諸国からの案件の読申に先だっておこなわれる民部録による廩院米の出倉儀である。これは『西宮記』によれば、当日の鶏鳴、弁・史が西庁の座に着きおわると、民部の録が版に立って、「米倉院ニ物下シ給ハラム」と口頭で申請する。弁は「候へ」と答え、民部が称唯して退出するのである。『西宮記』の記載によるかぎり、この儀には文書がまったく介在していないようにみえる。またこの儀が読申公文による案件処理に先立って行われていることからみても、それらとは区別される形式の政務とみてよいと思われる。すなわち朝庁事では、読申公文の作法によっておこなわれる諸司諸国からの案件の処理に先立って、口頭のみによる諸司の日常的な案件の処理がおこなわれているのである。『西宮記』に載せられているのは、民部省の廩院米の出倉儀だけであるが、これは『西宮記』の段階にはこの儀のみが象徴的な意味合いでおこなわれるようになっていたためであって、本来は諸司のさまざまな日常的な案件の処理が、この儀のように口頭による申政の形でおこなわれていたのであろう。ふるい口頭申政のなごりが、朝庁事の最初の儀に、まったく形骸化した形ではあるが、かろうじて残されていたのである。この儀においても、民部録が立って口頭で申請するのは庁前の版位においてであったことは注目される。

なお「朝庁」とは、「太政官処分、舍人親王参入朝庁之時、諸司莫為之下座」（『続日本紀』天平元年（七二九）四月癸亥条）などであるように、本来は「朝庭の庁」すなわち朝堂の意である。太政官曹司庁をこのようにもよんだのは、それが朝堂を象徴するもので、その分身であることを意味すると思われる。元旦に諸国の国庁でおこ

なわれる朝拝が「拝朝廷」とも表記され（天平八年薩麻国正税帳、天平十年淡路国正税帳など）、また大宰府や諸国の国府が「遠の朝廷」ともよばれたように、国庁が朝廷のシンボルという意味をもっていたことと思ひ合わせて興味深い。したがって「朝庁事」という呼称からも、この政務はかつては朝堂でおこなわれていた弁官聴政に由来するとみられるのである。

さて律令制下の政務で、案件の処理にもっとも一般的な形態であったと考えられる読申公文は、このように天皇の出御する殿舎（通常は大極殿か内裏正殿）の前、または庁前に置かれた版位に立つて公文を読申し、それを殿上の座にいる天皇、または上司が聴き、口頭で決裁をあたえる政務形態であった。この政務形態の最大の特色は、諸司・諸国と太政官との間の案件の上申、政令の施行は文書を用いておこなわれるのに、肝心の案件の処理、いい換えれば国家意思の定立の段階では、音声言語による意思の伝達によつてことが運び、文書のやりとりがない、という点である。これは明らかに律令制以前に主流であった口頭による政務処理の影響が色濃く残っている政務形態といつてよいであろう。このことと深く関わっているのが、公文を読申する場所が、庁前の版位においてであったことである。外記政の申文儀のように、朝座について読申してもさしつかえないと思われるのに、これが本来ではないのは、律令制以前の文書が介在しない口頭政務の時代の作法の影響を受けているためと考えるのが自然であろう。

前節で考察したように、律令制以前の口頭政務は、申政するものが聴政をする大王・上位者のいる殿前または庁前にまで匍匐礼で進み、そこで跪伏して口頭でマツリゴトを申す、という形をとっていたとみられる。すなわちこ

の段階の口頭政務では、下位者が上位者に口頭で案件を上申するばあい、庁前で跪伏して申政する作法を用いたのである。それが律令制下の読申公文では、庁前に版位を置き、そこに立って読申するように改められる。すなわちここで、庁前での上申という形は引き継ぎながらも、跪伏礼から立礼へ、口頭による申政から公文の読申へ、という二つの作法の変化がおこるのである。なお、藤原宮の木簡にしばしば見られる「……の前に申す」という形式は、口頭申政、ないしは読申公文における申政のあり方を反映した書式とみて誤りないであろう。

慶雲元年（七〇四）、同四年とたてつづけに庁前の跪伏礼の停廃が命じられたのは、ちょうど大宝律令が施行された直後で、読申公文方式による政務処理が本格的に勵行されはじめた時期にあつていとみられる。ところで読申公文は、公文を読み上げる作法であるから、文書を両手でもつ必要がある。この点から考えると、読申公文には、両手を地につくことが基本姿勢である跪伏礼は向いておらず、つねに両手の自由がきく立礼の方が適合的な礼容であるといえよう。このようなことから、口頭申政から読申公文方式への切り替えにもなつて混乱が生じたことが想定される。公文の読申による政務の処理に切り替わりながら、官人たちにはそれまで永年にわたつておこなわれてきた跪伏礼の作法がしみ付いて、公文を読申する場である「内外の庁前」で跪伏礼をおこなつたために、「進退無礼、陳答失度」、すなわち作法に礼が欠け、受け答えも本来あるべき節度を失うことになる（文書を携えながらあえて跪伏礼をおこなうことによつて起こる読申の作法の混乱を、こう表現したのではなからうか）、という政務処理上の混乱がいたるところで生じた。そこで読申公文をおこなう場で跪伏礼を用いることを禁止し、読申公文に適した立礼をおこなうことを命じたのが慶雲元年、同四年の詔であつたと解することができると思われる。

さきにも指摘したように、読申公文の政務形態は、政務体系全体は文書主義の形をとりながら、もつとも本質的な点で口頭政務の影響を色濃く残すものであった。すなわち肝心な案件の処理の場面で文書がやりとりされず、音声言語による意思の伝達によつて決裁がおこなわれたのである。これは、本質的に文書主義と相容れない思想といつてよく、読申公文の作法の背後には、文書主義の外被をまといながらも、依然として文字で書かれた文書よりも、生の音声言語をもつともオフィシャルで権威のあるものとみなす意識がはたらいていたことが看取される。この方式では、文書は、もつとも正統な音声言語による決裁を記録し、布告するという補助的な役割をになうものと考えられていた、といつてよいように思われる。

しかしそうはいつても、口頭による政務がひとたび文書主義の政務体系のなかに組み込まれると、音声言語の権威はしだいに崩れていく。口頭による決裁の内容が文書化され、署名・捺印が加えられて発給されると、文書自体にしないでに権威が備わつていくのは当然のなりゆきであろう。口頭による決裁の文書化が反復されるにしたがつて、音声言語に対する信仰はうすれ、文書自体をもつともオフィシャルで権威のあるものとみなすようになり、ついに案件の処理の場において、文刺を用いて文書のやりとりをおこなう政務形態が読申公文の政務形態にとつてかわる。吉川氏が申文刺文と名づけた政務形態の段階である。

四、コノ字型の「庁」と口頭政務

前節では、跪伏礼が口頭申政に適合的な礼容であり、律令制下における読申公文の政務形態の一般化にともなつて廃絶していくことを指摘した。ここでは、口頭申政、さらには読申公文もふくめて、口頭政務の場とその形態の問題を取り上げてみたい。

口頭申政・読申公文において案件が口頭で申上・決裁される場合は、これまでみてきたように、「庁前」（大王・天皇に対するばあいは、出御する殿の前）であつた。この政務形態の顕著な特色は、「庁前」と庁（朝堂）の間の口頭によるやりとりで政務処理がおこなわれる、ということである。この点は中国の朝堂でおこなわれる朝議のあり方と大きく異なる。渡辺信一郎氏によれば、後漢から魏晋南北朝にかけては、数百名におよぶ貴族が朝堂に集結して朝議が開かれた。会議の要所で賛同者が署名を加えた議文が作られ、国家の最高意志が集団的に形成されていった。朝議は朝堂を場としておこなわれ、朝議の内容は議文に集約される。渡辺氏が指摘しているように、中国古代の家では朝議に限らず、最末端の機構から最上層の国家最高意志形成機構にいたるまで、文書主義が貫かれていた。この点、口頭による決裁が重要な意味をもっていた日本古代の政務のあり方とは、好対照をなしているのである。

日本古代の朝堂は、庭を中心とその周囲に配置されていた。そしてこの空間が「朝廷」と呼ばれた。佐竹昭氏によれば、隋唐では、「朝廷」の語はもっぱら中央政府や皇帝をさす抽象的な意味で用いられたのに対し、古代の日本では、通常、「朝廷」と表記され、右のごとき抽象的な用法のほかに、宮室の具体的な場所・空間をさす語としてし

ばしば用いられたが、やがてその用法は廃れて天皇をさす語となり、「朝廷」と表記されるようになっていった。唐の宮城では、外朝・中朝・内朝というように、朝見の場が分化しており、特定の庭だけを朝廷と呼ぶことは不可能で、「太極殿庭」などというように、建物の附属物として表記したのである。

「朝廷」ということばは、八世紀以降には、曹司などの宮内の官衙も含んだり、宮室全体を意味することも少なくなりますが、もっとも本来的と考えられるのは、庭を中心に朝堂(二庁)の立ち並ぶ一郭、すなわちいわゆる朝堂院(15)の一郭をさす用法である。たとえば、推古十六年(六〇八)に来朝した隋使の裴世清は、「使の旨」を奏上するため小墾田宮の「朝廷」に召されるが、このとき隋の信物を「庭中」に置き、国書を「大門」の前の机の上に置いて推古に奏上したという(『日本書紀』同年八月壬子条)。岸俊男氏は、この記事と推古十八年の新羅・「任那」使(『日本書紀』同年十月丁酉条)の外国使節の入朝記事の比較検討をおこない、「二つの記事には相互に関連性があり、またその信憑度もかなり高い」と評価しつつ、小墾田宮の構造を、「南門を入ると朝廷があり、その左右には庁二朝堂(まつりごと)の」が並び、大臣・大夫、および皇子や諸王・諸臣が座位する。これがいわゆる朝堂院で、その北中央には大門が開かれて、奥は天皇のいます大殿のある内裏に通じていた」と復原している(16)。この場合の「朝廷」とは、庭を中心に朝堂の立ち並ぶ一郭ということになる。また白雉元年(六五〇)の祥瑞献上記事では、「朝廷」の隊仗が「元会儀」のようであったとあり、「朝廷」の奥には「紫門」(二大門)があったことが記されている(『日本書紀』同年二月甲申条)。これまた、同様の用法である。また藤原宮の例では、大宝元年(七〇一)に、それまで敕令が發布されると罪人を「朝廷」に集めていたのを、今後は廃止して、所管の官司で放免する、という太政官処分が

発布されているが〔続日本紀〕大宝元年（七〇一）十一月乙酉条、この「朝廷」も、朝堂院の一郭をさすと考えられる。¹⁷⁾

それでは、中国でも、日本の「朝廷」のように、庭を中心にまわりを南北棟の朝堂が取り囲むという形態が一般的だったのであろうか。渡辺氏の研究¹⁸⁾によつて古代中国の朝堂のあり方を概観してみると、中国史上、史料的に朝堂の存在が確認できるのは、後漢の時期からである。この時期の朝堂は、皇帝の朝政空間である正殿と隣接した場所にあつたようであるが、公卿百官の議政空間として相対的に独立した地位を保つていた。魏晋南朝では、宮城の正殿である太極殿・東西堂と朝堂とは、それぞれ皇帝の聴政機構と高級官僚・貴族の集団的議政機構であり、相対的な独自性をもつていた。朝堂における議政奏案は独自に作られたのち、東堂もしくは西堂で皇帝によつて決裁されたのである。この時期、朝堂のあつた場所がはつきりわかる例は少ないが、東晋の建康宮のばあい、台城（宮城）には、太極殿西側の神虎門内に中書省、東側に尚書省があり、尚書省と道をへだてて朝堂があつた。一方、北朝では朝堂を皇帝権力の下におくことが日常化し、それが隋唐に引き継がれていく。隋唐代には、朝堂は宮城内からしめだされて外朝化し、承天門外に東西二堂の対称構造をとることになった。

このように、後漢・魏晋南朝では朝堂は皇帝の聴政空間と相対的に独立した空間を構成し、貴族の集団的議政機構として存在したが、北朝から隋唐にかけて皇帝権力による朝堂支配が強まり、貴族の議政機構としての性格が失われていくのである。これを宮城における朝堂の位置からみていくと、後漢代には宮城の正殿に隣接して存在したが、東晋では正殿太極殿の東側の尚書省からさらに道をへだてたところに位置し、隋唐代になると、朝堂は尚書省

とともに宮城内からしめだされて外朝化する、という推移をたどるといふ。

中国でも朝堂が庭を中心として配置されていたかどうかをさぐることは容易ではないが、少なくとも唐代の朝堂は東西二堂で、庭を囲むようには配置されてはいなかった。長安城を例にとると、太極宮と大明宮の朝堂は外朝にあたる承天門・含元殿の東西に一堂ずつ配されているが、庭を取り囲むような形態にはなっていないし、日本の朝堂のごとく南北棟ではなかったらしい¹⁹⁾。これ以前の朝堂の存在形態は、具体的には不明であるが、少なくとも多くの朝堂が庭の周囲に配置されているという日本の朝堂院のような形態は確認しがたい。

一方、太極宮と大明宮で中朝に相当する太極殿・宣政殿²⁰⁾の正面には広大な庭が付属するが(殿庭)、その周囲に、日本の朝堂のように、南北棟の建物が左右対称に配されるということはない。また、魏晉南北朝期には、太極殿の左右に東堂・西堂が対置されていたことが知られる。かつて岸俊男氏は、前期難波宮の大極殿前身建物(内裏前殿)の両脇前方に配置された東西の長殿の源流をこの東西両堂に求めた²¹⁾。ところが、最近、この魏晉南北朝期の東西二堂の性格を詳細に検討した吉田敏氏は、両堂は皇帝の居住・朝見・聴政などの場で、その構造も東西棟であった可能性が高いことを明らかにし、これは魏晉南北朝の宮室が、太極殿・東西二堂型式の東西軸の構造をとっていたことを示すもので、前期難波宮の長殿との継承関係は想定しがたいことを論じている²²⁾。結局、古代中国の宮城の中核部に日本の朝堂のように南北棟の建物が左右対称に配されるという形態は確認しがたいのである。また地方の州府に関するは、古瀬奈津子氏が「大唐開元礼」にもとづいてそのプランを復原している。それによれば、州府の一郭は正殿である庁事と前庭からなり、ここで重要な儀式がおこなわれたが、脇殿にあたる建物は存在せず、その点

で日本の国庁と大きく異なっている。なお県府も基本的に州府のプランと同じように想定されるとい²³う。

このようにみてくると、中国の宮城・州県府の中枢部にも、正殿である太極殿・庁事、その前の広大な庭、あるいは朝議の場である朝堂など、日本の「朝庭」、あるいは地方官衙の政庁を構成する個々の要素は存在したが、それが日本とは大きく異なつた存在形態をとつてい²⁴ることが知られる。決定的な相違は、中国の宮城・州県府では、主要殿舎に広大な儀礼空間である庭が付属するが、脇殿がともなわないとい²⁵うことである。また朝堂についていえば、朝議の場である朝堂と庭とが、日本古代の「朝庭」のごとく結びついて一つの空間を構成することがない、とい²⁶う点であろう。いいかえれば、日本の「朝庭」は、中央の庭と周囲の朝堂が有機的な関連のもとに一つの空間を構成するところに最大の特徴がある、とい²⁷うことができると思われる。諸司の曹司庁や地方の大宰府政庁・国庁・城柵政庁・郡庁などは、いずれも北に正殿、東西に脇殿を配置した、南に開くコの字型の建物配置を基本構造としていたが、これらは宮都の「朝庭」の簡略形であると考えられる。このように、古代の日本で中央・地方の儀式・政務の場に普遍的に存在したコの字型の建物配置の区画は、中国には、中央・地方を問わず、儀式・政務空間の建物配置としては見出しがたいのである。

さて、日本古代の政務・儀礼形態の特色として、天皇の日常政務の場と儀式の場の未分化、とい²⁸うことが指摘されている。すなわち唐では、皇帝が国家的な儀式、朔望日の朝会、常日の聴政に出御する殿舎が各々分化しており、太極宮を例にとると、それぞれ承天門、太極殿、両儀殿という別があつたのにたいし、日本では儀式も日常の政務も、奈良時代までは、基本的に「朝庭」（太極殿・朝堂院）をその場としていた。また中央の「朝庭」の簡略形であ

る諸司の曹司庁、地方の国庁・城柵政庁・郡庁などの庭を中心としたコの字型配置の空間は、いずれも儀式と政務の両方を執り行う場であったと考えられている。ところが即位儀・朝賀儀をはじめとして、蕃客辞見や告朔、授位・任官儀など、奈良時代に天皇が出御し、朝堂院をつかつて行われた主要な儀式²⁶、あるいは、国庁において行われる元日の朝拜²⁷などにおいては、基本的には、基本的には、大極殿・正殿とその南の朝庭・庭のみをつかったと考えられるので、このばあい、協殿である朝堂・庁は不可欠の要素ではない。とすれば、「朝庭」や曹司庁・国庁・郡庁などで、庭を中心に、周囲に朝堂・庁が配置されているのは、日常政務においてとくに庭と庁の双方の存在が必要とされたからではないかと推測されてくる。

前節で明らかにしたように、律令制以前の口頭申政においては、下位者が上位者に案件を上申するばあい、庁前で跪伏して口頭で申政をおこない、律令制下の読申公文では、庁前に版位を置き、そこで立つて読申した。そして両者ともに、庁座について聴政している上位者が口頭で決裁をおこなうのである。二つの政務形態に共通するのは、庁前の庭と庁上での口頭のやりとりによって政務が処理されていくという方式である。つまり、いずれの政務形態においても、口頭による政務は庁上のみで完結せず、庁上と庭の間のやりとりという形をとっていることに注意したい。庭を中心にまわりに朝堂・庁を配置するという日本独特の政務の場の空間構成は、この音声言語による政務形態にまさしく相応するものと考えられる。下位の上申者は、庭を庁前の所定の場所まで進み、そこで口頭申政においては跪伏し、読申公文の段階には版位に立つて上申をおこなうのである。中国の朝議では、既述のように、朝議の参加者は朝堂の殿上に昇り、そこで議をおこない、その結果を議文につづっていった。このばあい、政務処理

は殿上のみで完結している。日常政務の場に庭は必要ないのである。

このように、口頭申政と読申公文のいずれの政務形態においても、庁と庭との音声言語によるやりとりという形をとり、それが庭と朝堂が有機的に結びつくという日本独特の政務空間を必要とした一因となっていると考えられるのであるが、この理由だけでは、なぜ正殿のみでなく脇殿が必要とされたか、ということには説明できない。庁と庭との口頭によるやりとりということであれば、正殿とその前庭のみでも可能だからである。

朝廷での口頭政務に脇殿が必須とされたのは、諸司・諸国から、直接、大王・天皇への奏上がおこなわれることがなく、間にならずマヘツキミ（大夫）や太政官が介在したことによると考えられる。律令制下においては、諸司・諸国からの上申は必ず太政官を経なければならなかった。それは、吉川真司氏の整理によれば、① 弁官申政、② 三省申政（引率型）、③ 三省申政（直申型）の三つの方式があり、③ 以外は公卿聴政の前に弁官を経由する必要があった。²⁸ 政務における弁官の諸司の管隸は、朝廷での引率や立会いというような、直接的なアドモヒ（引率）の形態をとったことが指摘されている。²⁹ この段階で読申公文による決裁は、通常、(1) 諸司・諸国↓弁官、(2) 弁官↓公卿（太政官）、(3) 納言（太政官）↓天皇の三つの段階があつたと考えられる。(3)の納言奏は、律令制以前のふり様相がみられる伝統的な上奏形態で、かつてはマヘツキミ（大夫）が大王のいる大殿の南庭から奏したものと推定されている。³⁰ また弁官による諸司のアドモヒは、マヘツキミによるツカサの分掌に起源すると想定されるので、律令制以前の朝廷では、マヘツキミがツカサごとの口頭による申政を聴き、奏上すべきものはさらにマヘツキミが大殿の南庭に跪伏して奏上した、という政務形態が想定できると思われる。

このように、読申公文の段階である律令制下でも、口頭申政の段階の律令制以前においても、諸司・諸国からの上申には太政官・マヘツキミが介在した。したがって、諸司・諸国がマヘツキミ・太政官に上申する庁が、大王・天皇が聴政する正殿のほかにもどうしても必要となる。それが脇殿としての庁（朝堂）を必須とした一つの要因と考えられるのである。

こうして、日本の古代では、庭を中心にその両脇に南北棟の脇殿を配し、その北に閤門²²を介して大殿があるという、岸氏が小墾田宮に想定したコの字型に殿舎を配置した朝庭の形態が成立する。難波宮以降、朝堂の数は大幅にふえるが、庭を中心にその周囲に庁を配置するという基本パターンは、その後も、庁上と庭との間で口頭でおこなわれる政務処理の形態とともにながく受け継がれていくことになる。律令制下には、大極殿・朝堂院の形態を簡略にして庁をコの字型に配置したパターンが大宰府政庁や諸国の国庁・郡庁、城柵政庁などに設けられ、朝廷を象徴する神聖な空間として儀式・口頭政務に用いられた。さらに次節で取り上げるように、奈良時代の半ば以降は、式部・兵部両省など、宮内の曹司でコの字型の建物配置をとるものが現われ、本来、朝堂院でおこなわれていた儀式・政務の一部が曹司でおこなわれるようになっていくのである。

五、「朝庭」の空間的性格―口頭政務の正統性の根拠―

前節までの考察を通して、古代の政務の体系も、その政務の場の構成も、口頭による政務の決裁という問題と切

り離しては考えられないことが、明確になったと思われるが、それでは、文書とちがつてその場かぎりであとに残らない口頭による決裁は、いかにして正統性をもちえたのであろうか。³³⁾ 本節ではこの問題を考えてみよう。

結論からさきに述べると、口頭による決裁が正統性をもつためには、音声言語を神聖視する意識³⁴⁾が前提となっていることはいうまでもないが、それに加えて、しかるべき場所、しかるべき作法にのつとつて口頭で政務が処理される必要があつたと考える。いわば口頭申政の作法と場とが、文書のばあいの様式と自署・捺印に相当し、口頭による決裁の正統性を保証したのである。

まず、口頭申政・読申公文において案件を口頭で上申する際の作法であるが、これまでみてきたように、基本的に「庁前」(大王・天皇に対するばあいは、出御する殿の前)で、庁上の上位者に対して口頭で申政する、という形式をとる。そして口頭申政のばあいは、礼にのつとつた進退(フルマヒ)で跪伏して、案件を口頭で上申する。また読申公文のばあいは、庁前の版位に立つて公文を一定の作法にしたがつて読み上げるのであつた。口頭申政と読申公文の両方の政務形態に共通しているのは、要するに、庁前の申政者と庁上の座にいる聴政者の間で、一定の作法にのつとつた音声言語によるやりとりがあり、案件が処理されていく、ということである。

庁前での申政は、庁上の座にいる上位者に対して定められた礼をとることによつて、両者の政治組織上の上下関係を儀礼的に表現するという意味があつたと思われる。申政者が庁前で一定の作法にのつとつて申政をおこなつて、聴政者に対して恭順の意を表わし、申政の内容にうそ、偽りが無いということを示そうとしたのであろう。形として残らない音声言語が正統性をもつためには、一定の作法にのつとつて不可欠であつた。

口頭での上申に用いられる場合は、どこでもよいわけではなく、基本的に「庁前」であった。「庁」とは、宮都では、本来、朝堂のことであるから、要するに、庭を中心に朝堂の並んでいる朝庭（＝朝堂院）が、本来の口頭政務の場ということになる。

「朝庭」の「朝」は、天子が臣下を朝見するという意が原義であるように、宮室の正殿（註）に北面し、臣下が大王・天皇に朝見するための空間という意味をもっていた。この空間の主宰者は大王ないし天皇にほかならず、いわば朝庭は正殿にいる大王・天皇に場としての成立根拠をもつ空間であった。

大化三年（六四七）、孝徳天皇は小郡宮でつぎのような礼法を發布した。

凡有^レ位者、要於^レ寅時、南門之外、左右羅列、候^二日初出^一、就^レ庭再拜、乃侍^二于^レ庁^一。若晚参者、不得^レ入侍、臨^レ到^二午時^一、聴^レ鍾而罷。……
（『日本書紀』大化三年（六四七）是歳条）

これは朝参の規定で、有位者は寅時に南門の外に整列し、日の出をまつて庭（朝庭）に入り、再拜してから庁（座）について侍候し（政務をとり）、午時の鐘を聴いて退庁する、というものであった。この記事で注目したのは、有位者は朝庭に入るとまず再拜し、それから庁座につくという規定である。再拜するのは、庭正面の閤門の向こうの大殿にいる大王に対してと考えられる。^{（註）}この礼法で官人は、毎日の朝参において、庁座について政務をとるまえに、朝庭で必ず大王に対する拜礼、すなわちミカドラガミをすることが定められているのである。これこそ、朝庭の間を主宰するのが大王であり、朝庭において執り行われる口頭による政務、すなわち朝政は大王の出御のもとにおこなわれるべきものという理念を体現した礼法と考えられる。このように朝政は、本来的には、大王・天皇の出御

のもとに朝廷で執り行われる口頭による政務であった。

奈良時代に天皇が大極殿に毎日出御したかどうかをめぐっては、議論がある²⁷。この問題は、平城宮の二つの大極殿・朝堂院の問題ともからんで複雑であるが、実際に天皇が、毎日、大極殿ないし東区の朝堂院の正殿に出御していたかどうかはともかく、少なくとも朝政には天皇は出御すべきものと考えられていた、ということは認めてよいのではなからうか。それは、古瀬氏が注目した宮衛令4開閉門条の規定によると、宮城の大門が開いているのは、第二開門鼓から退朝鼓の間で、これは官人の朝堂院での執務時間に一致する。「大門」とは、同条の古記に「謂大極殿及朝堂当門也」とあるので、大極殿閣門と朝堂院の諸門ということになる。十二堂の朝堂がある東区の朝堂院とその正殿との間の門（閣門に相当する門）が「大極殿門」および「朝堂当門」のいずれにも含まれないということは考えがたいので、この門も含めて官人の執務時間には大門が開かれていたのであろう。とすれば、これはやはり天皇の出御を意識した規定と考えるのが自然である。ただし「続日本紀」天平五年（七三三）八月辛亥条に「天皇臨朝始聴庶政」という記事があり、これは聖武が天皇として初めて朝政に出御したことを示すものとみられるが、聖武の即位は神亀元年（七二四）二月のことであり、すでに一〇年近い年月が経過しているので、このころには、天皇が朝政に出御しないことが日常化しつつあったと考えざるを得ないであろう。

このように、時代的な変遷が考えられるが、朝政は、本来、大王・天皇の臨御のもと、大王・天皇が主宰する神聖な空間である朝廷で執り行われるものであった。すなわち朝廷の場における口頭による決裁は、この空間が大王・天皇の主宰する神聖な空間であるが故に、正統性をもちえたのである²⁸。

大極殿・朝堂院が神聖・厳肅な特別な空間と考えられていたことについては、いくつかの徴証をあげることができ。この点は、かつて拙稿⁽⁹⁾で、大まかながら論じたことがある。行論の便宜上、いまここで簡単に再説しておく。近年、平城宮のいわゆる第二次朝堂院において、奈良時代の天皇六人七代のうち、少くとも五度にわたって大嘗宮を造って大嘗祭が挙行されたことが遺構の検討から解明され、この事実と『続日本紀』の記事の対照から、平城宮のいわゆる第二次朝堂院は「太政官院」と呼ばれていて、代替わりの大嘗祭に際して、通常、大嘗宮を建造する場所がここであった、という重要な事実が明らかに⁽¹⁰⁾なった。ここから知られることは、奈良時代には太政官院（太政官が統轄する朝政の場という意味であろう）に大嘗宮を作り、一世一代の大嘗祭を行なうことが一般的だった、ということである。大嘗祭の中心となる儀は卯の日に大嘗宮で天皇が神とともに神饌を食べる神饌親供であるから、律令制下において朝政の場である朝堂院が、ときによつては神が降臨する神聖な場と観念されていたことが知られる。律令制以前の朝廷についても、ミソギをおこなつて王権への服属を天神地祇や天皇靈に誓う神事の形態をとつた服属儀礼が、七世紀中葉には朝廷でおこなわれている、ということがある。このように朝廷は、律令制以前、律令制下を通じて、神々を勧請し、王権にとつて重要な神事をおこなうこともある、他から聖別された特別な空間であった。この神聖な場が王権の儀礼空間でもあり、口頭政務の場でもあつたわけである。

律令制下に、元日に天皇が大極殿に出御して行われる朝賀儀礼は、いうまでもなく唐制を継受したものであるが、大隅清陽氏が明らかにしたように、これを唐の朝賀儀と比較してみると、両者には重要な相違があつた。中国の朝賀の重要な要素である諸州鎮表・諸州貢物の奏上は、皇帝による全国の領域的支配を象徴する儀礼であり、祥瑞の

献上が、人間界だけでなく、天地に対する皇帝支配をも正当化するという意味をもったのに対し、日本の朝賀は本来これらを欠いていた。その中心は天皇への拝礼であつて、天皇と諸臣・諸蕃との人格的關係の確認を主眼とするものであつた。朝賀の古訓が「ミカドラガミ」であることも、朝賀儀の中心が、天皇への拝礼にあつたことを示していると解されるのである。⁽¹⁾このように朝賀は、いわばミカドラガミを儀礼化したもので、年頭にあたつて、宮城のもつとも重要な儀礼・政務空間で天皇に拝礼をおこない、天皇と臣下の君臣關係と君臣間の序列を確認し、更新していく儀礼であつた。

ときを同じくして、諸国の国庁では朝拝がおこなわれた。

凡元日、国司皆率_レ僚属郡司等_一、向_レ庁朝拝。訖長官受_レ賀。設_レ宴者聽。

(儀制令18元日国司条)

本条によれば、諸国の朝拝は、①元日に国司が属僚・郡司らを率いて「庁」に向かつて「朝拝」をおこない、②終了後、国守が属僚・郡司らから「賀」を受け、③最後に宴が開かれる、という次第であつた。⁽²⁾国庁の朝拝に関しては、詳しくは別稿にゆずるが、さしあたって指摘しておきたいことは、①の「庁」とは国庁の正殿のことで、誰もいない国庁の正殿を大極殿にみだつてミカドラガミをおこなうのである。⁽³⁾それが終わつてから、国守が属僚・郡司らから「賀」を受け⁽⁴⁾、最後に宴となる⁽⁵⁾。ここでは、ミカドラガミが、国守が属僚・郡司らの賀を受ける前提の儀礼となつていることに注意したい。国守が属僚らをひきいてミカドラガミをおこなつたのちに、「長官」として人々の前に臨むことができたのは、彼がミコトモチ、すなわち天皇の代理人たる官吏であつたことによると考えられるが、それとともに、毎年、年頭に当たつて、まず最初に国庁でミカドラガミをおこなうのは、このコノ字

型の空間が、宮城の大極殿・朝堂院を象徴し、天皇が主宰する厳肅・神聖な空間の分身であることを、この儀礼によつて属僚・郡司らにくり返し感得させるといふ意味があつたと考える。佐藤信氏は、国庁・郡庁が国府・郡家の倉庫、国・郡の厨院、駅家等から峻別された「凶事を避けるべき「公的」にして厳肅な空間であり」、一種の聖域的性格をもつていたことを指摘している。それは、国庁・郡庁などのコの字型の空間が、天皇の主宰する、周囲とは異なる神聖な空間と意識されていたからにほかならない。

国庁で毎年元旦におこなわれるミカドラガミが、この空間が朝庭の分身であり、天皇の主宰する神聖な空間であることを属僚・郡司たちにくり返し感得させる儀礼であつたとすれば、この儀礼は、この場で執り行われる口頭による政務を、朝庭のばあいと同様に正統なものとする意味をもつていたことにならう。

さきに引用した大化三年の小郡宮の礼法では、有位者は日の出をまつて朝庭に入り、再拝してから庁（座）につくように朝参の法が定められたが、儀制令5文武官条には、いわゆる告朔の制が定められている。

凡文武官初位以上、毎朔日朝。各注_二当司前月公文、五位以上、送_二着朝庭案上_一。即大納言進奏。若逢_レ雨失_レ容、及泥潦、並停。弁官取_二公文、惣納_二中務省_一。

後文で取り上げるように、朝座（朝堂の座）を有する諸司の官人は、延喜式制にいたるまで、朝座につくべき季節には毎日朝参すべきことになつていたが、この条文はそれとは別に、毎月朔日に朝参すべきことを定めたものである。同条の「令義解」に「謂、朝者朝会也。言尋常之日、唯就_二庁座_一。至於朔日、特於_二庭会也_一」とあるように、尋常の日には朝庭に会せず、ただちに庁座に就いたのに対して、毎月朔日には文武官の初位以上が朝庭に会集し、諸

司ごとに前月の行政報告の公文を進奏する告朔儀が朝廷で執り行われたのである。⁽⁴⁵⁾このとき文武官は朝廷に列立したが、その列立の順序に関しては公式令55文武職事条につきのように規定されている。

凡文武職事・散官、朝参行立、各依位次_二為_一序。位同者、五位以上、即用授位先後_二。六位以下以齒。親王立_レ前。諸王諸臣、各依位次_二、不_レ雜分列。

朝参で会集した官人は、位階の序列にしたがって朝廷にならぶ。すなわち朝参のたびごとに、朝廷に位階制の秩序が顕現され、それによって官人たちは天皇と臣下の関係、臣下相互の関係を確認、更新したのである。⁽⁴⁶⁾朝廷は、いわば位階制によって示される君臣関係・官人秩序を維持、更新する場でもあったのであり、告朔儀にはそのような朝廷の空間的性格を定期的に官人たちに感得させるという意義があったといえよう。

また告朔儀では、同時に、文武官の列立する前で、諸司の前月の「公文」が大納言によって進奏された。ここにいう「公文」とは、『令集解』の諸説や正倉院文書の告朔解などを勘案すると、前月の行事や官人の上日を記録したもので、諸司の一ヶ月間の「行政報告」である。⁽⁴⁷⁾その公文を大納言が「進奏」するのである。これは吉川氏のいうところの納言奏に相当し、大納言が内舍人に「公文机」をもたせて大極殿に「参入」し（『令集解』同条古記）、殿前の版位に立って口頭で天皇に奏上をおこなったとみられる。こうして、朝廷に列立する百官の前で、毎月、天皇に対する前月の行政報告を、大納言が口頭でおこなうのである。これは、朝廷において口頭で定期的に政務の総括をさせることによって、この空間が、天皇臨御のもとに、口頭政務によって国家意思を形成していく場であることを、反復して百官に確認させるという儀礼的意味をもったと考えられる。

このように、朝庭で天皇出御のもとに定期的におこなわれる告朔儀は、この朝庭の場が天皇を頂点とする位階制的秩序の形成・更新の場であると同時に、天皇出御のもとでの口頭政務による国家意思形成の場でもあることを文武百官に感得させる儀礼であった。古瀬氏が指摘しているように、中国では、告朔・朝参・行政報告が各々別の制度として存在したのに対し、日本では告朔儀という形で朝参と行政報告を包括して儀礼化した。⁽⁴⁸⁾この告朔儀は、「朝庭」が天皇の主宰する神聖な空間であり、かつ王権の君臣関係を形成、維持する儀式をとりおこない、国家意思を最終的に形成する口頭政務を執り行う場でもあることを集中的に表現した儀礼であるといえよう。

以上、朝庭は大王・天皇の主宰する、他から聖別された、神聖で公的な空間と意識されており、この朝庭に固有の空間的性格こそが、ここでおこなわれる口頭政務に正統性を付与する根拠となっていたと考えられることをみてきたが、この朝庭の本来的な性格は、律令国家の成立以降、しだいに変質していった。それは、宮都内で、本来、朝庭が有していた、神聖で厳粛な政務・儀礼空間という性格がしだいに薄れていき、それにつれて口頭政務の場も朝庭外の諸司の曹司に拡散していくという傾向である。こうして朝庭のもつ空間的性格の重要性はしだいに失われていくことになる。

このような動向を示す一例として、まず「朝服」の制をとりあげてみよう。武田佐知子氏は、日本令における朝服が、朝参の際に着用する服という意ではなく、「朝庭」という場所・空間で着用する服として規定されていることを明らかにしている。⁽⁴⁹⁾衣服令5朝服条では、朝服を「朝庭公事、即服之」と規定するが、唐令や唐礼には、「尋常公

事」や「自余公事」という表現はあつても、「朝廷公事」という表記は存在しない。中国的な礼の規範では、空間的場によつて、一元的に着用する衣服を規定することはなく、個々の儀式に対応して、着用すべき衣服を規定するのに對し、日本では朝廷という場において一律に着用すべき衣服として朝服を定めていたのである。もつとも「令集解」同条所引の朱説が「此文朝廷公事則服者、為必服者立文耳。他所雖服不可禁者」といつているように、本条は「朝廷」での公事には必ず朝服を着ることを定めたもので、「朝廷」の外で着ることを禁じたわけではなかつたようであるが、武田氏が指摘しているように、本来、朝服は朝廷（＝朝堂院）内に限定して着用されるものであつたと考えられる。「日本書紀」持統四年（六九〇）七月壬午条の「詔、令公卿百寮、凡有位者、自今以後、於家内、着朝服、而參上未開門以前」という記事のあとに、「蓋昔者到宮門而着朝服乎」という「日本書紀」編者のもとみられる注記が付されている。この記述から、天武末年に制定された朝服が、本来は宮門、すなわち朝廷の南門の内（＝朝堂院内）に限定して着用されるものであつたことが判明する。このように朝服は、本来、他から聖別された神聖で嚴肅な政務・儀礼空間のなかでのみ着用すべき、特別な意味をもつた衣服であつたが、しだいに朝廷の外でも着用されるようになっていく。これは、ちょうど、朝廷に固有の空間的性格が、律令國家の成立以降、しだいに稀薄になつて拡散していくという動向と重なりあうもので、そのような傾向を象徴的に示す事例といつてよいであらう。

吉川真司氏は、朝堂院でおこなわれる朝政では、公文の読申による政務の決裁のみがおこなわれて、外印押捺は行なわれなかつたことを明らかにしている。外印押捺がおこなわれるのは、太政官の曹司（外記庁・太政官曹司庁）

であつた。これは律令制下の政務処理において、朝堂院はあくまで伝統的な口頭政治の場であり、これに対して曹司は文書に即した政務処理（文書の作成・捺印・保管など）を中心とする場という、厳然たる区別があつたことを物語っている。ただし、読申公文による政務は、しだいに朝堂院から曹司に移つていくという傾向がみられ、その結果、曹司では口頭による決裁と文書による政務処理の双方をおこなうようになる。⁽⁵⁰⁾ 読申公文による政務の一定部分⁽⁵¹⁾が曹司に移るようになるのは、平城宮で、東地区の朝集殿院の南方に、コの字型に殿舎が配置された式部省・兵部省が左右対象に配置されるようになる八世紀中葉以降のことであろう。

この口頭政務の曹司への拡散傾向の後を追いかけるようにして、庁もまた朝堂から外へとひろがつていった。庁とは、本来、朝堂のことで、それに対して朝堂院の外に設けられた諸司の官衙が曹司と呼ばれた。したがつて橋本義則氏が指摘しているように、本来、庁と曹司とは明確に区別されるべきものであり、そのことは雑令14庁上及曹司座者条に「庁上及曹司座」とあることからわかる。ところが、残存史料の多い太政官曹司を例にとると、九世紀前半の天長年間（八二四〜八三四）を境として太政官庁（事）、さらには太政官曹司庁へと表記が変わつていき、ここに、本来、峻別されていた曹司と庁という言葉が結合される。「延喜式」ではその傾向がさらに進み、曹司を単に庁ということもでてくるのである。⁽⁵²⁾

橋本・吉川両氏の研究をふまえると、宮都における口頭政務の場は、本来、朝堂院（律令制以前は、庭と朝堂（庁）からなる「朝庭」）のみであつたのが、八世紀中葉ごろから朝堂院の外の曹司のある場所⁽⁵³⁾にコの字型配置をとつた官衙が設けられ、そこでも口頭による政務処理がおこなわれるようになる。新たに口頭政務の場となつた曹司のこの

字型の官衙は、やがて九世紀前半ごろから庁、あるいは曹司庁とよばれるようになり、朝堂との同質化が進んでいく。こうして曹司では、本来の文書業務に加えて、口頭政務の事務量がしだいに増えていき、朝堂における朝政は空洞化が進んでいくのである。

ところが、興味深いことに、その後も朝堂院は本来的な口頭政務の場という性格を依然として保持し続ける。「延喜式」式部上にはつぎのような規定がある。

凡諸司皆先上_三朝座、後就_三曹司、不得_レ經_三過他処_二以闕_レ所職。若無_レ故空座及五位以上頻不參_三經_三三日以上_二者、並省推料附_レ考。其節會雨泥日、及正月、二月、十一月、十二月、並停_三朝座。但三月、十月旬日著之。

本条は、朝座（朝堂の座）を有する諸司の官人は、四く九月の朝座につくべき期間は、毎日、まずいったん朝座について、のちに曹司に行くように規定する。「延喜式」の時期といえば、朝堂における朝政はかなり空洞化しているはずである。そうした時期になお、政務の多寡、あるいは有無にさえかわからず、いわば無条件で曹司での執務に先立って朝座につくべきことを義務づけていることは、朝座のある朝堂、ひいては朝堂院の空間の特別視がうかがわれて注目される。なお本条では、三・十月は旬日のみ朝座につき、十一く二月は朝堂に行かないで直ちに曹司に行くことになっているが、橋本氏は、弘仁年間には二月にも朔日および旬日に朝堂の座で聴政がおこわれていたとみられることを指摘しているし、さらにさかのぼって推古く孝徳朝には、岸氏が明らかにしたように、年間を通して毎日朝参し、朝座につくことになっていたと考えられる。本来、有位者（＝朝座をもつ官人）は、年間を通して朝座についたのである。

この規定と関連すると思われるのが、「朝座上日」に関わる規定である。延暦十一年（七九二）に太政官の五位以上（参議以上及び少納言）の上日について、「朝座上日」に「内裏上日」を通計することが定められる（『類聚符宣抄』卷十）。「内裏上日」の通計に関するその後の経過は、つぎの天長九年宣旨によって知ることができる。

去大同元年十月廿九日上宣旨、参議已上不着_レ斤坐、雖_レ侍_レ内裏、莫_レ給_レ上日者。而_レ頃年之間、漏_レ此宣旨、依_レ去延暦十一年十月廿七日宣旨、通_レ計内裏上日_レ行之。今被_レ大納言正三位清原卿宣_レ旨、見_レ大同元年宣旨、有_レ理_レ遵行。自今以後、須_レ就_レ行事_レ侍_レ候内裏_レ随_レ以_レ行_レ之、唯無_レ行事_レ者、依_レ大同宣旨_レ行_レ之。

天長九年三月廿一日

大外記嶋田朝臣清田へ奉

（『類聚符宣抄』卷十）

すなわち延暦十一年宣旨の制は、大同元年（八〇六）に、参議以上が「斤坐」（＝朝座）につかないでただちに内裏に侍候しても、上日を与えないように改められる。しかし天長九年宣旨に「頃年之間漏_レ此宣旨」とあるように、大同元年宣旨はあまり遵守されなかつたようで、天長九年（八三二）にいたつて大同元年宣旨が見なおされ、「行事」によって内裏に侍候する場合にかぎり「内裏上日」を与えることになり、それ以外は大同元年宣旨によることになった。この「内裏上日」の通計に関しては、その後さらに改変があつたようで、『延喜式』式部式上には「其参議以上及少納言、並聴_レ通_レ計内裏上日」と、延暦十一年宣旨に近い形で規定されている。さて「内裏上日」の通計問題に關して興味深いのは、橋本氏も注目しているように、「内裏上日」の通計対象が「朝座上日」となっていることである。本来、「曹司上日」というものはなく、朝座につかないで直ちに曹司に赴いても上日は与えられなかつたのであ

る。また天長九年宣旨には「見大同元年宣旨、有理^レ遵行^コ」とあり、少なくともこの段階までは、内裏に侍候することがしだいに日常化していた参議以上といえども、出仕したらまず朝座につくことが大原則と考えられていたことがうかがわれる。「内裏の上目を聴した結果、皆が内裏にばかり侍するようになって、庁座の方の政務に支障をきたすという弊害が出てきたため、庁座に就くことを義務づけたのが、この大同元年宣旨の趣旨」という評価もあるが、さきの朝座につくことの義務づけの規定と合わせ考えれば、朝堂院空間の特別視という観点から解釈することができると思われる。

このように、朝堂における朝政のかなりの部分が曹司に移り、さらには公卿の内裏侍候が定着して、朝堂院の重要な機能が空洞化しつつある時期にも、なお朝堂院は本来の朝政の場であり、官人は出仕したらまず朝座につくべきであるとする観念が強固に残っていたのである。

むすびにかえて

本稿では、「内外庁前」の跪伏礼の停廃を命じた慶雲四年詔を考察の出発点にして、跪伏礼と口頭政務をめぐる諸問題を検討してきた。最後に論じ残した問題を展望し、むすびにかえたいと思う。

本稿でコの字型配置の官衙と朝廷、口頭政務との関連性を指摘した。律令国家は朝廷をモデルとしたコの字型配置の官衙を諸国につくり、ここを律令的支配の拠点とした。国庁・郡庁をはじめとして、大宰府の政庁、東北の城

柵の政庁など、すべて庭を中心に正殿と脇殿を配した南に開くコの字型の庁の配置を基本型とする。本稿で指摘したように、このコの字型の一郭は、天皇の主宰する神聖・厳肅な、周囲から聖別された空間であると感じてきた。

既述のように、元日に大極殿でおこなわれる朝賀は、いわばミカドヲガミが儀礼化したものであるが、「類聚国史」卷七十一元日朝賀の延暦十八年正月丙午朔条に「皇帝御大極殿受朝。文武官九品已上蕃客等階位減四拜為二拜、不拍手。以有渤海国使也」とあつて、このときまで、朝賀の拝礼は四拜（兩段再拜ともいう）に拍手がともなうものであつた。この拍手とは、後世にいう拍手のことで、兩段再拜の場合、「内裏儀式」元旦受群臣朝賀式并會に「群官俱再拜兩段、拍手兩段」とあるように、これを再拜ごとにおこなうのである。そしてこの拍手をともなつた兩段再拜は「北山抄」卷第一に「本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜」とあるように、神を拝礼する際の作法であつた。すなわち、朝賀の天皇への拝礼は、現人神に対する礼拝という性格をもつものであつた。

光仁・淳和の兩太上天皇の死に際して、国郡の庁前で三日間の挙哀を命じた史料が残されている。前者は「続日本紀」天応元年（七八一）十二月丁未条に「太上天皇崩。春秋七十有三。……仍從今月廿五日始、諸国郡司於庁前_二挙哀三日。若遠道之處者、以符到日_一為始施行。礼日三度。初日再拜兩段。但神郡者不在此限」とあり、後者は「続日本後紀」承和七年（八四〇）五月癸未条に「後太上天皇崩于淳和院。春秋五十五。……令五畿内七道諸国、始自九日未四尅、国郡官司着素服。於庁前_二挙哀三日、毎日三度_一と記されているものである。いずれの史料も、挙哀の場所を単に「庁前」と記すが、これは該史料に「諸国郡司（諸の国・郡司）」、「国郡官司（諸の

郡の官司」とあり、また前者には「但神郡者不在此限」という付記があるところから、国司は国庁、郡司は郡庁の前で拝礼を行うということであると判断される。ここで注目されるのは、前者で、拳哀を行う三日間のうち、初日にはとくに「再拝兩段」を行うべきことが指示されていることである。「再拝兩段」とは「兩段再拝」、すなわち四拜のことである。兩段再拝には、既述のように、拍手がともなうのが一般的なので、この場合も、再拝ごとに拍手が行われたとみてよいであろう。大津透氏は、このときの再拝兩段の意味について、「それは国司と郡司がだれもない国庁に向つて拝礼する、朝賀と同じ氏姓制的なミカドオガミの作法であつたとする。郡司が拝礼を行ったのは、筆者は、既述のように郡庁であつたと考える。またミカドヲガミが「氏姓制的」かどうかという点には異論もあろうが、この指摘は基本的に正鵠を得たものであると思われる。すなわち三日間の拳哀の初日、国郡司は、それぞれ誰もいない国庁・郡庁の正殿にむかつて、神を拝む作法である兩段再拝の拝礼をおこない、そのあとに亡くなつた太上天皇に対して、三日のあいだ、一日に三度ずつ拳哀を行うのである。この史料は、国庁・郡庁でおこなわれるミカドヲガミも、朝廷の朝賀のばあいと同じように、神拝の作法がとられていたことが知られる点で重要である。このことからみて、元旦に国庁でおこなわれた朝拝におけるミカドヲガミも拍手をともなう兩段再拝の作法であつたとみて誤りあるまい。

このように、中央の大極殿・朝堂院をはじめとして、地方の国庁・郡庁に至るまで、律令制下におけるコの字型配置の空間では、おりにふれて神拝の形式をとつたミカドヲガミがおこなわれ、参列者は天皇の神的權威を感じたのである。したがって、これらのコの字型配置の空間の神聖性をささえていたのは、「現神」としての天皇の權威

であつたことになる。律令国家の支配体制は、宣命でみずから「現神（明神）御宇天皇」と名のり、人々に「大君は神にしませば」、あるいは「すめろきの 神の命の」などと詠われた天皇の神的權威によつてささえられていたのであり、この神的權威を人々に感得させ、それによつてこの場で執り行われるマツリゴトに正統性を付与する装置が、中央の朝堂院と諸国におかれたコの字型配置の官衙であつた。⁽⁶⁾

私は、天皇号の成立を天武・持統朝と考える立場に立つ。少し具体的にいえば、天皇号はまず天武天皇をさす称号として天武朝に制定され、没後の持統朝に浄御原令の制定とともに君主号として法制化されたと考えている。⁽⁶⁾列島の君主の神的權威が高揚するのは、よく知られているように天武天皇の時代であつた。天武の神格化とともに天皇号が成立するのである。「治天下大王」から「天皇」への変化に際して、いわば列島の君主の神への飛躍があつたといえよう。

このことはミカドラガミの作法にも反映している。乙巳のクーデター後、孝徳天皇が即位するが、その即位儀は孝徳が「升壇即位」すると、大伴長徳連と犬上健部君が金の鞆を帯びて壇の左右に立ち、「百官臣連国造伴造百八十部」が、「羅列匝拜」したという（『日本書紀』孝徳即位前紀）。「羅列匝拜」とは、群臣たちが一列に並んで、孝徳が昇つた壇のまわりを匝りながら拜礼をしたのであろう。ところが『日本書紀』は持統天皇の即位儀をつぎのよ

うに伝えている。

物部麻呂朝臣樹_ニ大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣読_ニ天神寿詞。畢忌部宿禰色夫知奉_ニ上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拜、而拍_レ手焉。

（『日本書紀』持統四年（六九〇）正月戊寅朔条）

このときも、即位した持統に対して百官が「羅列匝拜」したとあるが、そのあとに「拍し手」と記されていることが注目される。これが、ミカドヲガミに神拝の作法である拍手が確認される最初である。

大化から持統即位の間でミカドヲガミの作法がわかる史料としては、まず、さきにも取り上げた、大化三年の小郡宮の礼法がある。ここでは、有位者は、朝参の際に、朝廷に入ったらず大王に「再拜」し、それから庁座につくように定められた。また、白雉元年（六五〇）には、穴戸国からの白雉献上にもなつて改元の儀が大々的に行われたが、『日本書紀』によれば、そのときの朝廷の隊仗は「元会儀」すなわち朝賀のごとくであつたといひ、このとき百官人を代表して左大臣の巨勢徳陀古が賀詞を奏上するが、奉賀終了後のミカドヲガミは、やはり「再拜」とあるのみである（『日本書紀』白雉元年二月甲申条）。これは、当時の朝賀におけるミカドヲガミも再拜のみであつたことを示すものである。このように、少なくとも白雉元年までは、ミカドヲガミに拍手は用いられていない。したがつて、ミカドヲガミは、白雉元年から持統四年までの間に神拝の作法に変化したと考えられる。それは、やはり「大君は 神にしませば」と詠われた天武天皇のときからであろう。

治天下大王から天皇への君主号の改称とともに「神」に飛躍したといつても、それはこの段階で民衆の信仰を集めるような「神」になつたというのでは決してない。基本的には、朝廷に代表される公的な場に「神」として現われるようになった、ということである。朝廷でおこなわれる儀式において「神」としてふるまつて、参列者に「現神」としての天皇の権威を植え付け、この場で形成される国家意思に「神」の名において正統性を付与したのである。

この天皇の神的権威は、やがて政治の場では薄らいでいつた。むしろ、政治が天皇の神的権威を必要としなくなつ

ていく、といったほうがよいかもしれない。そのような推移は、天皇が大極殿で日常的に聴政をしなくなったり、もつとも重要なミカドラガミである朝賀での拝礼が拍手のともなう兩段再拜から単なる再拜に改められたり、朝賀に参列しない官人が出はじめたり、そしてついには朝賀が廃絶したり、といった諸事象から推察されるが、その原因の究明は今後の課題とせざるを得ない。コの字型官衙の廃絶の問題も、このような歴史的展開のなかに位置づけて理解すべきではなからうか。

本稿で取り上げた宮都における口頭政務の場の拡散の問題も、その一因は政治の場における天皇の神祕的權威の低下にあると考えられる。おそらくそれに音声言語に対する信仰の減退、政務の大量化・複雑化などの諸要因がからみあって事態が推移していったのではないかと考えているが、その具体的な説明は、これまた今後の課題である。

本稿では、律令制以前の口頭申政から律令制下の読申公文への展開を、その場と作法の問題に焦点を合わせてみてきたが、その過程で明らかになったことは、口頭政務の根強い残存ということとともに、いずれの段階でも政務の基本は、口頭政務の場で聴政者が下からの上申を決裁する、という形態をとるということである。このような申案件の個別の処理が政治組織のさまざまなレベルでおこなわれており、最終的には大王ないし天皇の口頭の決裁によって国家意思が定立されるのである。これが、少なくとも倭王権の段階から八世紀にかけての政(マツリゴト)の基本形態であった。

本居宣長は、マツリゴトの原義を「奉仕事」と解釈し、丸山真男氏は「献上事」ととらえている⁶²。これらはいずれも、マツリゴトが、本来、案件の上申、あるいは貢納・奉仕といった、臣下の側の「奉仕」(マツカエマツル)を

不可欠とする概念であることを的確にとらえた見解である。しかし、成沢光氏が指摘しているように、マツリゴトは臣下を主体とした概念であるばかりでなく、「いづくに坐さば、天の下の政を平らけく聞こしめさむ」（『古事記』神武段）、「天皇順_ニ考古道、而為_レ政也」（『日本書紀』皇極即位前紀）など、君主を主体とすることはでもあった。古代のマツリゴトということばは「治者と被治者との独特な相互依存関係」を表現する概念と考えられるのである。これは、日本古代の君臣関係が多分に互酬的性格をもつものであったことを反映したものと考えられる。

また、古代のマツリゴトにおいては官司組織ではなく聴政者個人が個別に上申案件を処理するという方式が一般的であるが、これはつぎに述べる議の未発達とも関連するが、歴史的にはウチゴとの縦割り支配のなごりであろう。

マツリゴトの互酬的性格のつよさと表裏の関係にあるのが、合議の未発達ということではないかと思われる。日本古代における合議制に関しては、周知のように、貴族制論との関わりで論議されることが多い。倭王権の段階における大夫や律令制下の太政官⁽⁶⁶⁾を中心とした合議体をめぐる議論である。しかし、日本古代の政務体系において制度的な合議制が確認できるのは、支配組織の最上層部の大夫・太政官のみである。撰関期に頻繁に開かれた「定」（＝合議）の典型である陣定は、申文すなわち「政」のルートで上申されてきた事項に何らかの問題があつた場合に天皇の命によって開催されたといわれており⁽⁶⁷⁾、いわば「政」（＝マツリゴト）の補完的な位置づけにとどまっている。「漢代から唐代までの中国古代国家の中枢における朝政は、さまざまなレベルにおける官僚会議の重層と皇帝の最終的決裁をつうじて達成された」と評価されているように、古代中国の朝政がさまざまなレベルの朝議の積み重ねによって成り立っていたのとくらべると、日本の朝政における「議」の未発達は否定しがたいと思われる。日本の朝

政の基本は、互酬的性格の強いマツリゴトが重層しているところにあつたといつてよい。日本古代における合議制の性格とは別に、政務体系全体に占める合議制の比重の問題が、もっと議論されてもいいのではなからうか。

註

- (1) 朝座の礼法については、岸 俊男「朝堂の初歩的考察」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年。初出は一九七五年)、橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八六年)、西本昌弘「日本古代礼制研究の現状と課題」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年)、井上亘「下座・動座考」(『日本古代朝政の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九四年) など参照。
- (2) 新川登亀男「小墾田宮の匍匐礼」(『日本歴史』四五八、一九八六年)。
- (3) 井上氏、前掲「下座・動座考」。
- (4) 茨城県鹿島郡鉾田町不二内出土(東京大学蔵)、千葉県山武郡横芝町姫塚古墳出土(芝山はにわ博物館蔵)、群馬県塚廻り四号墳出土(文化庁蔵)など。「古代史発掘」七 埴輪と石の造形(一九七四年、講談社) 参照。
- (5) 岸氏、前掲「朝堂の初歩的考察」。
- (6) 井上氏、前掲「下座・動座考」。
- (7) 新日本古典文学大系「続日本紀」一(岩波書店、一九八九年)、一二六頁注一八。
- (8) 橋本氏、前掲「朝政・朝儀の展開」。
- (9) 西本氏、前掲「日本古代礼制研究の現状と課題」。
- (10) 吉川真司「奈良時代の宣」(『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初出一九八八年)、同氏「申文刺文考―太政官政務体系の再編成について―」(前掲「律令官僚制の研究」、初出一九九四年)。
- (11) 吉川氏、前掲「申文刺文考」参照。

- (12) この形式の木簡については、東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』) 槇書房、一九八三年) 参照。
- (13) 渡辺信一郎「天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―」(叢書「歴史学と現代」) (柏書房、一九九六年) 第一章。
- (14) 佐竹 昭「古代宮室における「朝庭」の系譜」(『日本歴史』) 五四七、一九九三年)。
- (15) 今泉隆雄氏が明らかにしたように、「朝堂院」の語は、歴史的には延暦十二年(七九二)の長岡宮に関するものが初見で、大極殿・小安殿・十二朝堂・朝集堂の全体をさす概念であるが(同氏「律令制都城の成立と展開」『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出は一九八四年)、本稿では、便宜的に、宮都の庭を中心に朝堂(二庁)の立ち並ぶ一郭をさして、朝堂院とよぶことにする。
- (16) 岸氏、前掲「朝堂の初歩的考察」。
- (17) 佐竹 昭「藤原宮の朝庭と赦宥儀礼」(『日本歴史』) 四七八、一九八八年)。
- (18) 渡辺氏、前掲「天空の玉座」第一章。
- (19) 大明宮含元殿の朝堂は、馬得志「唐代長安与洛陽」(『考古』一九八二年六期) 所載の「唐代大明宮遺跡平面図」によれば、東西棟に描かれている。
- (20) 両宮の殿舎の外・中・内の三朝への配当については、古瀬奈津子「儀式における唐礼の継受―奈良末〜平安初期の変化を中心に―」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九二年) 参照。
- (21) 岸 俊男「難波宮の系譜」(前掲「日本古代宮都の研究」、初出は一九七七年)。
- (22) 吉田 歓「隋唐長安宮城中枢部の成立過程」(『古代文化』) 四九一、一九九七年)。
- (23) 古瀬奈津子「唐礼継受に関する覚書―地方における儀礼・儀式―」(前掲「日本古代王権と儀式」、初出は一九九一年)。
- (24) 正殿と脇殿を南に開くコの字型に配置した区画が「朝庭」を象徴したものであることについては、拙稿「古代城柵の基本的性格をめぐって」(『国史談話会雑誌』三八、一九九七年) を参照。
- (25) たとえば、古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法―内裏・朝堂院分離に関する一考察―」(前掲「日本古代王権と儀式」、初出

- は一九八四年)など参照。
- (26) 寺崎保広「大極殿史料の検討」(奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告」XVI—第二次大極殿院の調査—真陽社、一九九三年)による。
- (27) ただし、儀式の最後に開かれる宴では、脇殿も使われた可能性が高い。
- (28) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」(前掲「律令官僚制の研究」、初出は一九八九年)。
- (29) 大隅清陽「延喜式から見た太政官の構成と行事」(「延喜式研究」四、一九九〇年)、同氏「弁官の変質と律令太政官制」(「史学雑誌」一〇〇—一一、一九九一年)。
- (30) 吉川氏、前掲「申文刺文考」。
- (31) 大隅氏、前掲「弁官の変質と律令太政官制」。
- (32) 閤門のもつ意味については、吉川真司「律令国家の女官」(前掲「律令官僚制の研究」、初出は一九九〇年)参照。
- (33) 古代における統治権正統化の問題については、坂上康俊「古代の法と慣習」(「岩波講座 日本通史」三、岩波書店、一九九四年)に示唆に富んだ考察がある。
- (34) 音声言語のマジカルな性格については、早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」(「日本古代官僚制の研究」所収、岩波書店、一九八六年、初出は一九八三年)参照。
- (35) 宮室の正殿とは、都城成立以前の王宮では大殿(Ⅱ内裏前殿)、藤原宮以降は大極殿がこれにあたる。ただし天平十二年以前の平城宮では、中央区の四堂の朝堂の正殿が大極殿であり、十二堂の朝堂のある東区の朝堂院の正殿は大極殿とはよばれていなかった可能性が高い。この段階の朝政の場合東区の朝堂院であったと考えられることについては、今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂再論」(前掲「古代宮都の研究」、初出は一九八九年)、寺崎氏、前掲「大極殿史料の検討」など参照。
- (36) 古瀬氏は、この記事から、大王の朝政への出御があったことを指摘している(同氏、前掲「宮の構造と政務運営法」)。
- (37) 古瀬氏(前掲「宮の構造と政務運営法」と今泉氏(前掲「平城宮大極殿朝堂考」(「古代宮都の研究」第二部第一章)、前掲「平城宮大極殿朝堂再論」)は朝政への出御を主張し、橋本氏はこれを否定して天皇は日常的に内裏で執務したとしている(前

- 掲「朝政・朝儀の展開」。
- (38) 石上英一「律令制と古代天皇支配による空間構成」(『講座 前近代の天皇』四、青木書店、一九九五年)は、高御座を中心とする宮都がもっている大王・天皇の統治権の正統性を明示する機能を鋭く指摘している。
- (39) 拙稿、「蝦夷と王宮と王権と—蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格—」(『奈良古代史論集』三、一九九七年)。
- (40) 上野邦一「平城宮の大嘗宮再考」(『建築史学』二〇、一九九三年)、寺崎氏、前掲「大極殿史料の検討」など参照。
- (41) 大隅清陽「儀制令と律令国家—古代国家の支配秩序—」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年)。
- (42) 本条については、栗林 茂「国庁(国府中心施設)の初現形態に関する一試論—儀制令元日国司条を通して—」(『史友』二二、一九八九年)が詳しい。
- (43) 加藤友康「国・郡の行政と木簡」(『木簡研究』一五、一九九三年)、山中敏史「国庁の構造と機能」(『古代地方官衙遺跡の研究』、塙書房、一九九四年)、大日方克己「古代国家と年中行事」(吉川弘文館、一九九三年)、大津 透「古代天皇制論」(『岩波講座 日本通史』四、岩波書店、一九九四年)、佐藤 信「国司をめぐる儀礼と場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第七四集、一九九七年)など。
- (44) 佐藤 信「宮都・国府・郡家」(前掲、「岩波講座 日本通史」四)、同氏、前掲「国司をめぐる儀礼と場」。
- (45) 岸氏、前掲「朝堂の初歩的考察」。
- (46) 新川登亀男「文書と机と告朔儀礼—その序説—」(『史艸』二五、一九八四年)。なお新川氏は、『続日本紀』大宝元年正月戊寅条に「天皇御大安殿、受祥瑞、如告朔儀」とあることを最大の根拠に、大宝令制下には天皇が大安殿に出御して告朔儀がおこなわれていたとしているが、したがいがたい。該記事の「如告朔儀」とは、「御大安殿、受祥瑞」全体にかかると、それとも「受祥瑞」のみにかかると、二様の解釈が可能のはずである。新川氏は前者の意味に解しているが、その根拠は提示されていない。また文武官条古記が「大納言進奏、謂令内舍人賈公文机、参入進置、即奏。故云進奏也」とする「参入」を、新川氏は「ふつう、参入と言え、内裏区域かその中の殿舎へのそれを意味する」とし、「参入」先を大安殿と推測している。しかし新川氏も「ふつう」と、留保を付しているように、「参入」は内裏に限られることではない。朝

堂院に入ることも、「太政官廨分、舎人親王参入朝庁之時、諸司莫為之下座」（『統日本紀』天平元年（七二九）四月癸亥条）、「五位以上依次、自会昌門東西戸参入」（『儀式』卷第六元正朝賀儀）などあるように「参入」であり、豊楽院のばあいも、「治部・雅楽省寮率工人等参入奏歌」（『儀式』卷第六元日御豊楽院儀）とあって、やはり「参入」といわれている。したがって閣門のなかにある大極殿に入ることを「参入」ということは、十分にあり得ることである。このように、告朔儀における天皇の出御の殿舎を大安殿とする説は、決め手に欠ける。ここでは、通説どおり、大宝令制下においても、平安期と同じように、天皇は大極殿に出御したと考えておく。

(47) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」（前掲「日本古代王権と儀式」、初出は一九八〇年）。

(48) 古瀬氏、前掲「告朔についての一試論」。

(49) 武田佐知子「古代国家の形成と衣服制」第五章（吉川弘文館、一九八四年）。

(50) 吉川真司「外印諳印考」（前掲「律令官僚制の研究」、初出は一九九五年）。

(51) 式部省・兵部省跡の調査については、奈良国立文化財研究所「一九九〇年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」（一九九一年）、同「一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」（一九九三年）など参照。なお両省並置の時期については、「概報」は天平十七年（七四五）の平城遷都後とするが、渡辺晃宏氏は、文献からうかがえる両省の関係や出土文字資料の検討によつて、天平三年（七三一）から数年間を両省の双子官衙が建てられるのにふさわしい時期として想定している（同氏「兵部省の武官人事権の確立と考選制度―平城宮東区朝堂院南方官衙の発掘調査の成果をめぐって」〔文化財論叢〕Ⅱへ奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集〕一九九五年）。

(52) 橋本氏、前掲「朝政・朝儀の展開」。

(53) 橋本氏、前掲「外記政の成立」。

(54) 岸氏、前掲「朝堂の初歩的考察」。

(55) 以上の経過については、橋本氏、前掲「外記政の成立」、および古瀬氏、前掲「宮の構造と政務運営法」参照。

(56) 古瀬氏、前掲「宮の構造と政務運営法」。

- (57) 拜礼と拍手については、本居宣長「古事記伝」巻四〇・四二（筑摩書房版「本居宣長全集」第二二巻）参照。
- (58) 大隅氏、前掲「儀制令と律令国家」、大津氏、前掲「古代天皇制論」など。
- (59) 大津透「天皇制と律令・礼の継受―衣服令・喪葬令をめぐる覚書―」（池田温・劉俊文編「法律制度」〈日中文化交流史叢書二、大修館書店、一九九七年〉）。
- (60) このような私見の概要は、拙稿、前掲「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」、および前掲「古代城柵の基本的性格をめぐる」でも述べた。
- (61) 天皇号の成立に関しては、さしあたっては、渡辺茂「古代君主の称号に関する二、三の試論」（『史流』八、一九六七年）、東野治之「天皇号の成立年代について」（『正倉院文書と木簡の研究』堀書房、一九九七年、初出一九六九年）など参照。
- (62) 本居宣長、前掲「古事記伝」巻一八（筑摩書房版「本居宣長全集」第一〇巻三二―頁）。
- (63) 丸山真男「政事の構造―政治意識の執拗低音―」（『丸山真男集』第十二巻、岩波書店、一九九六年、初出一九八五年）。
- (64) 成沢 光「マツリゴトとタテマツリモノ」（『政治の言葉』〈平凡社選書〉平凡社、一九八四年）。
- (65) 関 晃「大化前後の大夫について」（『関晃著作集』二、一九九六年、初出一九五九年）、倉本一宏「氏族合議制の成立―オホマヘツキミ―マヘツキミ―制―」（『日本古代国家成立期の政権構造』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九一年）、佐藤長門「倭王権における合議制の機能と構造―日本古代群臣論批判序説―」（『歴史学研究』六六一、一九九四年）など。
- (66) 早川庄八「律令制と天皇」（前掲「日本古代官僚制の研究」、初出一九七六年）。吉川真司「律令太政官制と合議制―早川庄八著『日本古代官僚制の研究』をめぐる―」（前掲「律令官僚制の研究」、初出一九八八年）など。
- (67) 曾我良成「王朝国家期における太政官政務処理手続について」（坂本賞三編「王朝国家国史の研究」吉川弘文館、一九八七年）。
- (68) 渡辺氏、前掲「天空の玉座」第一章。
- 〔補注〕 新川登亀男氏の諸論考は、『日本古代の儀礼と表現』（吉川弘文館、一九九九年）に収録された。合わせて参照されたい。